



浦添市リフト付きバス運行事業のご案内

浦添市リフト付きバス運行事業とは、一般の交通手段を利用することが困難な障がい者（児）に対し、リフト付きバスを運行する事業です。

1. 登録のながれ



相 談・・・事業対象者の基準があります。申請をする前に、一度、障がい福祉課にご相談ください。

申 請・・・障がい福祉課窓口にて申請してください。

訪問調査・・・申請書受理後、市の職員が訪問調査へ伺います。

登 録・・・訪問調査の結果、リフト付きバスの登録の決定がおりたら決定通知を、登録しない決定がおりたら却下通知をご自宅へ送付します。

利用開始・・・委託事業者（浦添市社会福祉協議会 098-870-6152）へ予約の連絡をして、利用開始です。

2. 利用対象者

・浦添市内に住所を有している方で、次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、下肢、体幹又は移動機能の障害が1級又は2級の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、下肢、体幹又は移動機能の障害を有し、常時車椅子を使用している方
- ③ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているひとり親世帯の障害児で、市長が認める方
- ④ その他市長が特に必要と認める方

3. 手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、対象となる手帳
※介護認定を受けている方は、介護保険の受給者証もご持参ください。

4. 利用できる用務

- ① 診察、検査等を受けるための病院等への移動の場合 ※ただし、透析のための通院については利用不可。
- ② スポーツ及び芸術活動等への参加のための施設等への移動の場合
- ③ 単独で通所・通学することが困難な障害者等の学校等への移動の場合
- ④ その他市長が特に必要と認める場合

5. 運行日時及び範囲

運行日：月曜日から土曜日まで ※ただし、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、慰霊の日（6/23）は除く

運行時間：午前8時30分～午後5時15分

運行範囲：市内及び隣接の市町村

申請先・お問い合わせ

浦添市役所 障がい福祉課（3階） 障がい福祉係 リフト付きバス運行事業担当
☎098-876-1709（直通） FAX:098-878-8575